



みんなてつこう まちの基本ルール

市民懇話会で検討をすすめています

10月21日、11月12日に第14・15回自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、「市民が主体のまちづくり」を進めるための市民、議会、市の役割や仕組みについて検討を行っています。今号では「情報共有」に関する検討内容と市民、市との関わりについてお知らせします。

名寄市の自治基本条例

情報共有 懇話会意見交換から

まちづくりの基本原則

市民懇話会では、まちづくりの基本原則の一つに「情報共有」を掲げ、市民の権利と市の役割の面から検討を行っています。

「市民の権利」

市民がまちづくりに主体的に関わるための「権利」として2点にまとめています。
 ・市民はまちづくりに必要な情報の提供を受ける、自ら取得できるということ。
 ・必要な情報、まちづくりに関する知識を得るための機会、場を確保できるということ。

「市の役割」

市民の権利を守るための市の役割についてまとめています。
 ・市は市民の知る権利や知るための機会、場を確保する権利を尊重するということです。

具体的な役割として

・まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに提供し、わかりやすく説明する。
 ・必要な知識を得ることができるよう環境を整える。
 第15回の懇話会から「情報共有の原則」に掲げる具体的な仕組みについて検討を進めています。

=(情報共有に関する素案) =

基本理念

・市民が主体のまちづくりを進めるためには、市民、議会、市がまちづくりに関する情報を共有し、かつ互いに連携、協力することが不可欠である。

「まちづくり」とは

「市政を含め、住みよいまちを実現するために行われる市民活動全体」と位置づけ、検討を進めています。

市民懇話会委員による「市民懇話会だより(第1号)」を発行しました。あわせてご覧ください。

市民懇話会での検討状況は「広報なよろ」でお知らせしているほか、会議録(要旨)などは市のホームページ(窓口案内から探す 総務部 地域振興課情報提供 地域振興課情報サイト)でご覧になれます。また、懇話会の傍聴もできますので開催日程など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎ 01654 2111 (内線3313)
 ☒ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp

制度の活用を

除雪サービス等助成事業の内容が 変更されました

平成24年度までの5年で緩やかに基準を変更します

助成の対象になる方

70歳以上の高齢の方、重度の身体障がいのある方および65歳以上69歳までの虚弱であると認められる方のみの世帯で、世帯の総収入年額が、別に定める基準額以下の世帯で、除雪が困難であり、家族からの援助が受けられない方。

別に定める基準

これまで基準を設けていなかった世帯の総収入年額について、本当に必要な方にサービスが提供されることを目指して基準を設定しました。

新たな基準は、世帯の総収入年額が生活保護法による生活扶助基準額の1.3倍以下とします。

助成される額

1 シーズン2万4千円
 12月1日から翌年3月31日までとします。ただし、期間外に除雪が必要になった場合は、この限りではありません。
 月割り 6千円
 該当する月の25日以降に申請があった場合は、翌月分から助成します。

今年度、助成対象となる方
 平成24年度までの5年をかけた年齢と世帯の総収入年額を段

総収入年額のめやす

年齢区分別	基準(年収額)
65歳以上独居世帯	1,520,000円
65歳以上夫婦世帯	2,272,000円
70歳以上独居世帯	1,457,000円
70歳以上夫婦世帯	2,146,000円

生活保護法による生活扶助基準額の1.7倍の金額です。
 また、電話などで内容の確認をしています。

階的に変更します。
 年齢 66歳以上の高齢の方、重度の身体障がいのある方および65歳以上69歳までの虚弱であると認められる方のみの世帯の総収入年額 基準額の1.7倍以下(めやすは左表のとおり)とします。

1 福祉係 ☎ 01654 2111
 (内線3232)